昭和四年四月+五日第三種郵便物製可毎週火、金曜日發行(但休日に当るときに翌日)

月 次

⇔告 示

土地改良区役員の退任及び就任土地改良事業計画の縦覧

◇選管告示 豚の移入禁止区域の指定 とこれ 一次に関する報告書要旨 支に関する報告書要旨 大学の区域の変更

♦ 示

告

鳥取県告示第三十四号

次のように縦覧に供する。 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第七条第 審査を行つた結果、 つたので、当該土地改良事業計画及び定款につき詳細な 十四人の者から下蚊屋土地改良区設立の認可の申請があ 一項の規定により、 日野郡江府町大字下蚊屋筒井京一外 当該申請を適当と決定した。 よつて

> 昭和三十 一年一月二十七日

鳥取県知事 遠 藤

茂

縦覧に供すべき書類の名称

土地改良事業計画書の写

定款の写

縦覧の期間

昭和三十一年一月二十八日から同年二月十六日まで

Ξ 縦覧の場所 日野郡江府町役場

四 異議の申立

0 收

きは縦覧期間満了後十日までに書面をもつて知事に申 利害関係人におい し立てること。 てかかる決定に対して異議があると

鳥取県告示第三十五号

退任及び就任した旨届出があつた。 第十項の規定により、土地改良区から次のように役員が 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条

昭和三十 一年一月二十七日

	昭和	p31 f	年1月	27 F	1	金曜	ŧН	鳥	取	県	公	報		第2	686号	ŀ	2
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	理事	白地土地改良	理事	池土地	退任した役員の	
山本	福田	山本	土師	橋本	賀山	岡本	山本	岡崎	山本	田中	田中	田中	良区	坂田	改良区	の氏名	鳥取
竜市	梅蔵	虎雄	増蔵	義信	勲	武蔵	勝 秋	正義	三則	良蔵	利夫	彌太郎		義雄		の氏名及び住所	取果知事
"	"			"	"	"	"	"	"	"	"	岩美郡岩美町大字白地	-	鳥取市浜坂			遠藤茂
監事	"	"	"	"	."	"	"	//.	"	"	"	"	理事	白地土地改	就任した役員の氏	"	監事
1 24	山本	福田	土師	西川	橋本	高垣	山本	土師	山本	田中		山本	田中彌	改良区	の氏名	山本	西川
川太郎吉	勝秋	梅蔵	重美	義信	勝義	福太郎	三則	増蔵	虎雄	利夫	正義	竜市	彌太郎		及 び	重春	西川太郎吉
"	"	"	"	"	" .	"	"	"	"	"	"	"	岩美郡岩美町大字白地			<i>"</i>	"

Ś	3 昭和31年1月27日 金曜日 鳥 取 県 公 報 第2686号																
"	"	"	",	<i>p</i> r	理事	大井手土地	"	監事	"	"	"	"	"	"	理事	秋里江津土	"
門脇恒義	金田 篤治	朝妻 汎孝	金田 貞義	角田 光重	門脇 積雄	改良区	山形研太郎	田中喜代蔵	三好賢太郎	木下 信光	松浦 義雄	石原 義雄	新田 常蔵	奥山 春治	波当根武蔵	地改良区	山本 重春
"	<i>!!</i>	"	1	"	西伯郡大		<i>"</i> 秋	// 江	"	<i>"</i> 秋	"	"	"	. //	鳥取市江津		"
大字所子		大字上野			山町大字福尾		里	津		里					伴		
一	伯.	外	1311	鳥					·····				Assessment on the			and the second	
において、	郡境港町	第一項の	地方自治法(烦取県告示第三十六号		"	監事	"	"	"	"	"	理事	佐川土地改	<i>"</i>	監事	"
	のうち、	規定により、	(昭和二	三十六		加藤	上口	下村	前田	野中	松原	森谷	住田	良区	美 甘	河上	西森
れ次のと	佐斐神町、	昭	十二年法	号		寬	良知	矛雄	喜太郎	利八	公明	英一	庄		惣一	輝雄	喜雄
それぞれ次のとおり小字の区域を変更し	、小篠津町、新屋町の区域	和三十年九月二十九日から西	和二十二年法律第六十七号)第二百六十	-		"	"	<i>"</i> "	<i>"</i>	. "	"	"	日野郡江府町大字佐川	~	/ 大字上野		, #

5	昭和31年1月27日				金	曜日	鳥	鳥取		県 公		、報		第2686		-	
新屋町	<i>"</i>	"	"	"	"	n	<i>"</i> .	"	小篠津町	"	"	"	"	"	"	"	"
蔵本前	"	n n	下灘	<i>"</i>	"	"	御崎灘	"	上灘	广	/ / 六	// 六	// 六	ル 六	/ /	// 五.	<i>"</i> ∄.
三三三二	二八九ノニ	ニ八七ノニ	二八七ノ一	二三六ノ四	ニ三六ノ三	ニ三六ノニ	二三六ノー	ーーノニ	<i>/ /</i>	三〇人四	=0,=	三〇ノニ	三〇ノー	二九ノニ	二九ノー	二五ノニ	二五ノー
新屋町	<i>"</i>	"	<i>"</i> "	"	"	"	<i>n</i> :	"	小篠津町	"	"	"	"	"	<i>"</i>	<i>"</i>	"
川向前	"	"	御崎灘	"	"	. "	"	"	中灘	〃 四	〃 四	" 四	〃 四	〃 四	" 四	=	# =
三、三三三ノ三	二八九ノニ	二八七/二	二八七ノー	ニ三六ノ四	ニ三六ノ三	二三六ノニ	ニ三六ノー	ーフ三		三〇ノ四	三〇ノ三	三〇ノニ	三〇ノー	二九ノ二	二九ノ一	二五ノニ	二五ノ一

*************		昭利	g31 <i>4</i>	F1 月	27 E]	金曜	日	鳥	取	県	公	報	j	第2686号	. 4	-
"		"	<i>''</i>	"	<i>!!</i>	"	"	"	"	"	"	"		佐斐神町	町現	昭和三十一年一月二十七日日境港町長より届出力をごた	
<i>"</i>		// -y-	"	<i>"</i>	//	<i>"</i>	// [m]	<i>"</i>	<i>"</i>	<i>"</i>	<i>"</i>	"	<i>"</i>	砂浜ノニ	字在	十一年一日) mm '
Ŧi		Ŧī.	₹ī.	四	四	四	Д	四		Ξ,	Ξ	=	=	_	0	昭和三十一年一月二十七日港町長より届出力をごた	50000
		=	110	 	<u></u>	1/0	加				Į.	, T	+	+	地区	٠	
C				九ノニ	一九ノー	一四ノ三	四ノニ	一四ノー	ーミノニ	ーニノー	八ノニ	八ノー	七ノ四	七ノー	域番		
"	,	<i>"</i>	"	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	//	"	<i>"</i>	"	"	, . //	"	,	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	佐		-	
														佐斐神町	町	· •	
"	-	" 	,	<i>"</i>	"	"	"	" .	"	"	<i>"</i> ,	"	"	砂浜ノー	変字	,E	13
		Ξ		=:	William #	=	Ξ		7		•	_			更	耳头矢	急又長田真
				_			./ 			_					地区		遠
), =	二 つ ノ ニ	10/-	一九ノニ	一九ノ一	一四ノ三	一四ノニ	一四ノー	ニミノニ	ー 三ノー	八ノニ	八ノー	七ノ四	七ノー	域		
							-								番	Ē	连

£ 1.

選挙管理委員会告示

7	昭和31年1月27日	金曜日	鳥	取	県	公	報	第2686号

7 昭和	31年1	月27日	金	曜日	鳥	取	県	. 4	<u>\$</u>	報		2686	-5
日 支出該当なし 日 家附者該当なし 日 客附者該当なし	子支部 1	件 総 額 件 総 額 件 総 額 件 総 額 数 は 数 は 数 は は る は な は な は な は な は な は な は な は な は	人又は 対上の寄 円以上の 以上の寄 一件千円 一件五百	三、報告書の要旨	間 昭和三十年七月一日から昭和三十年十二月	一 種 類 政治資金規正法第十七条の規定による報告書	政党、協会その他の団体の收支に関する報告書要旨	鳥取県選挙管理委員会委員長 武 井 正 雄	昭和三十一年一月二十七日	の際における寄附及びその他の收入並びに支出の報告書の要旨は次のとおりである。	政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第十七条の規定により、次の団体より解散の届出があつたが、そ	鳥取果選挙管理委員会告示第二号	

00184 第2686号 昭和四年四月十五月第三種郵便物認可 金曜日鳥取県公報 昭和31年1月27日 則第四十五号)第一条の規定による移入を禁止する区域豚コレラ予防に関する規則(昭和二十六年七月鳥取県規 を次のように指定する。 鳥取県告示第三十九号 移入禁止区域 昭和三十一年一月二十七日 大阪府 兵 庫 ·果 \mathcal{C}^{λ} 山口県 行 藤 日 火 茂 金 刷 鳥 取 縣 鳥 縣 鳥 町 赶

即發

鳥取鳥取 市 市 取 東 東 縣町

Ep

刷

所 縣